

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和6年12月20日午後1時30分から令和6年第12回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	坂井 聡	第11番委員	高橋 新一
第2番委員	小野 まり子	第12番委員	佐藤 新浩
第3番委員	宮本 賢	第13番委員	佐藤 祝弘
第4番委員	倉田 和久	第14番委員	山路 和弘
第5番委員	渡辺 好章	第15番委員	小坂 倫充
		第16番委員	岩野 悦子
第7番委員	高橋 重貴	第17番委員	小嶋 教三
第8番委員	及川 宏和	第18番委員	田口 敏
第9番委員	有住 寿哉	第19番委員	高橋 正則
第10番委員	高橋 義隆	第20番委員	菊地 成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局 長	関口 潤
事務局 長 補佐	高橋 真一郎
係 長	田尻 和稔
主 事	巴 春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について
議案第5号	荒廃農地の農地・非農地の判断について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	田尻 和稔
主 事	巴 春菜

議 長 只今から令和6年第12回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 6番松本隆委員から欠席の報告があります。
只今の出席委員は、19名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には15番小坂倫充委員、16番岩野悦子委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
第5番委員 令和6年度「金ケ崎町農業賞」に係る選考委員会について、結果とプレスリリースの日を教えてください。
事務局 プレスリリースの日は確認してお答えします。1件の推薦があり推薦どおり決まりました。
プレスリリースは昨日行われたとのことなので、お答えします。農業賞に選ばれたのは[]です。
議 長 他に質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4、報告第1号農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
事務局 長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 日程第5、報告第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知ついてを議題とします。
事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第12番委員 12番佐藤です。資料の確認というか、2番の案件ですが、第三者へ売するためと理由が書いてありますが、まだ説明はないですが、18ページを見ると、これは賃借人に売するためというのが正しい説明かなと思いますが、いかがでしょうか。

事 務 局 長 12番佐藤委員のご質問にお答えします。第三者ではなく、耕作者に売するためというのが正しいので訂正してお詫びいたします。

議 長 他に質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第5、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
ここで、番号7番の案件について7番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
——7番委員退席——

議 長 これより、番号7番の案件について
質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
番号7番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
7番高橋重貴委員の入席を許します。
——7番委員入席——

議 長 7番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。
これより、番号1番から6番までの案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第12番委員 12番佐藤です。3番の案件ですが、 が隣接地を取得ということですけど経営内容がなく、単価的に言っても、宅地並みの価格な

事務局

ので、宅地にするということでしょうか。

同じく6番の案件も、10月に1回取り下げられた案件だと思いますが、その取り下げの経過について、もう一度確認したいと思います。

12番佐藤委員のご質問にお答えします。まず番号3番の案件についてですが、こちらの金額の算定につきましては、 は、 さんが所有する宅地、住居及び農地も含め、一括での売買契約を結ぶというものになっています。

そのため、この農地についていくらかという算定はしておらず、単純に面積で按分したという積算によるもので、金額設定されております。目的につきましては、 が住居を買われて、そのご自宅の近くで、主に自家消費用として実際に耕作するという申請が来ているものでございます。

続きまして6番の案件につきましては、委員ご指摘のとおり10月のときに取り下げた案件になってございます。

後程の転用の案件にも関係して来ますが、2メートルの宅地の接道ということで当初、分筆して取っていたのですが、そこが法面も含めて2メートルという申請になっており、法面の部分は当然ながら通れない場所ということで、2メートルは確保できていないとの指摘が宅地開発の方で担当課からあったため、さらに2メートルを広げて、転用するというので、3条申請の面積が前回より狭まったという格好になっております。

農地の利用目的は、先ほどの3番の案件と同様に、自家消費用として耕作するという申請となっております。

議長

他に質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議長

長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議長

長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議長

長

挙手全員であります。

よって、当案件は、許可することに決定しました。

議長

長

日程第7、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事務局

局長

【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。

つづいて、現地調査の報告を求めます。はじめに、番号1番の案件について9番有住寿哉委員より報告願います。

第 9 番 委 員

9 番有住です。本案件については、10 月の議案にて取下げとなった転用案件で、すでに 10 月 16 日午前に、街・三ヶ尻地区の高橋重貴委員、及川宏和委員、田口敏委員と事務局の田尻係長と現地調査に行っておりました。

譲受人である [] さんが宅地の接道を造成するため、譲渡人である [] さん所有の田を売買により取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、「おおむね 10 ヘクタール以上の農地区域内にある農地」であり、第 1 種農地となりますが、「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成するうえで、当該農地を供することが必要であると認められる場合。ただし、事業の総面積に占める第 1 種農地の面積割合が 3 分の 1 を超えないもの。」という例外規定に該当すると判断します。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを融資証明書により確認しています。

周辺農地への被害防除措置としては、整地転圧を行った上で砂利敷きとし、隣接農地に対して法面施工をすることで土砂流出を防止するとともに、雨水は敷地浸透を基本とし、東側水路へ水勾配をつけて浸透しきれなかった雨水を排水して農地への流入を防ぐ計画です。また、申請地西側の田については、農地法第 3 条により譲受人が取得し、畑として利用する計画であり、水路から分断されますが水の引込を行わないため、周辺農地への被害は予想されないものと判断します。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

つづいて、番号 2 番の案件について、10 番高橋義隆委員より報告願います。

第 1 0 番 委 員

10 番高橋です。12 月 16 日午前に、南方地区の佐藤浩幸委員、山路和弘委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

譲受人である [] が隣接地の宅地に自己住宅を建築しており、駐車場及び庭のスペースが確保できないため、譲渡人である [] さん所有の田を使用貸借により、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、都市計画法上の用途地域に指定されているため、第 3 種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額 [] して実施することを借用書及び [] の残高証明書により確認しています。

また、周辺農地への被害防除措置としては、西側隣接農地との畦畔

を超えない高さまで砂利敷きで転圧し、南側の農地との境界にはL型擁壁を設置する。雨水排水については、地下浸透にて排水する計画であることから、土砂や流水の被害は、想定されないものと考えられます。

東側隣接水路については、可変側溝を設置し、農業用水路への影響もありません。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議

長

ご苦労さまでした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議

長

挙手全員であります。

よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議

長

日程第8、議案第3号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事務局
議

局長
長

【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。

ここで、利用権設定番号37番の案件について8番及川宏和委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

——8番委員退席——

議

長

これより、利用権設定番号37番の案件について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

利用権設定番号37番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

- 議 長 ———委員挙手———
 挙手全員であります。
 よって、本案件は原案のとおり決定しました。
 8 番及川宏和委員の入席を許します。
 ———8 番委員入席———
- 議 長 8 番及川宏和委員の案件については、原案のとおり決定しました。
 続いて、利用権設定番号 38、127、128、129 番の案件について 9 番
 有住寿哉委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しております
 ですので退席を命じます。
 ———9 番委員退席———
- 議 長 これより、利用権設定番号 38、127、128、129 番の案件について質
 疑に入ります。
 質疑ございませんか。
 ———なしの声あり———
- 議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ———なしの声あり———
- 議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 利用権設定番号 38、127、128、129 番の案件について原案のとおり
 決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ———委員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。
 よって、本案件は原案のとおり決定しました。
 9 番有住寿哉委員の入席を許します。
 ———9 番委員入席———
- 議 長 9 番有住寿哉委員の案件については、原案のとおり決定しました。
 続いて、利用権設定番号 39、40、130 番の案件について 7 番高橋重
 貴委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので
 退席を命じます。
 ———7 番委員退席———
- 議 長 これより、利用権設定番号 39、40、130 番の案件について質疑に入
 ります。
 質疑ございませんか。
 ———なしの声あり———
- 議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ———なしの声あり———
- 議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 利用権設定番号 39、40、130 番の案件について原案のとおり決定す
 ることに賛成する委員の挙手を求めます。
 ———委員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。

- よって、本案件は原案のとおり決定しました。
7 番高橋重貴委員の入席を許します。
——7 番委員入席——
- 議 長 7 番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。
続いて、利用権設定番号 41、131 番の案件について 12 番佐藤浩幸委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
——12 番委員退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号 41、131 番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号 41、131 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
12 番佐藤浩幸委員の入席を許します。
——12 番委員入席——
- 議 長 12 番佐藤浩幸委員の案件については、原案のとおり決定しました。
続いて、利用権設定番号 42、43 番の案件について 13 番佐藤祝委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
——13 番委員退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号 42、43 番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号 42、43 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
13 番佐藤祝委員の入席を許します。

- 13 番委員入席——
- 議 長 13 番佐藤祝委員の案件については、原案のとおり決定しました
 それでは、議案第 3 号の所有権移転並びに利用権設定番号 1 番から
 36 番、44 番から 126 番、132 番から 147 番までの案件について、質疑
 に入ります。
 質疑ございませんか。
- 第 18 番委員 今回、利用権設定の期限が切れて更新がというものがほとんどだ
 と思いますが、その中で 52、53、76 番は■■■■■方が耕作者とい
 うことで、遠くから農業するのに支障ないのか、どういう状況なの
 か、教えていただければなと思います。
- 事務局 18 番田口委員のご質問にお答えします。この方は先月の所有権移転
 の案件にもでてきた方です。利用権設定を受ける■■■■■は今ま
 で耕作していた方と親族親子関係ということで、すべてこの■■■■■
 ■■■■に経営を移すとのことです。実際に農業をどうするか確認したと
 ころ、基本的には農繁期には金ヶ崎町に住みながら作業して、経営規
 模も拡大していきたいという意向もあるようです。
- 議 長 他に質疑ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
- 議 長 議案第 3 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案の
 とおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
 よって、本案は、原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第 9、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の作成要請の決
 定についてを議題とします。
- 議 長 事務局 説明を求めます。
- 議 長 【事務局 朗読説明】
- 議 長 説明が終わりました。
 ここで所有権移転番号 1 番及び 2 番の案件について 7 番高橋重貴委
 員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席
 を命じます。
- 議 長 ——7 番委員退席——
- 議 長 これより、所有権移転番号 1 番及び 2 番の案件について質疑に入
 ります。
 質疑ございませんか。
- 第 8 番委員 8 番及川です。記載の間違いだと思うのですが、1 番の方の経営面積
 に間違って法人の面積が入っているのではないかと思うのですが、ど

議 長 ちらが正しいのでしょうか。

議 長 休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、暫時休憩いたします。
——休憩——

議 長 休憩を解いて再開します。休憩前に引き続き会議を続けます。
事務局、質問に対する回答をお願いします。

事 務 局 8 番及川委員のご質問にお答えします。1 番の案件の経営面積については誤りで、2 番の案件の経営面積が正しいものとなります。申し訳
ごさいませんでした。

議 長 他に質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
所有権移転番号 1 番及び 2 番の案件について原案のとおり決定する
ことに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
7 番高橋重貴委員の入席を許します。
——7 番委員入席——

議 長 それでは、所有権移転番号 3 番から 11 番並びに利用権設定の案件に
ついて質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定につい
て、原案のとおり作成要請することに賛成する委員の挙手を求めま
す。
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり農地中間管理機構に対して、促進計
画の作成を要請することに決定しました。

議 長 日程第 10、議案第 5 号 荒廃農地の農地・非農地の判断についてを
議題といたします。
事務局 説明を求めます。

事 務 局 【事務局 朗読説明】

- 議 長 説明が終わりました。
- 第 1 8 番 委 員 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 事 務 局 18 番田口です。1 番から 4 番の [REDACTED] のように農地の所在地と住んでいる地区が異なるケースの場合、担当委員が知らないうちに荒廃農地になっていたりするので、レアケースだとは思いますが、地区外の農地でも担当委員が把握できる方法がないのでしょうか。
- 18 番田口委員のご質問にお答えします。9 月に農地パトロールを実施して、それぞれの管轄する地区の農地を見たうえで、今年ですと 10 月 29 日の第 2 回農地小委員会で最終的にこれは遊休農地として緑区分だとか黄色区分だとか、さらには、再生利用が困難だろうということでの、非農地が妥当だろうということで審議をして、12 月の定例会総会の方で、議案として出したものではありません。しかし、委員ご指摘のとおり、情報共有というのは非常に大事なと思いますので、今後については連絡会等でも、この遊休農地の部分を非農地判断するだけでなく、今後どういうふうに活用できるのかも含めて、協議しながら遊休農地の解消を進めていくような取り組みができればと思いますので、よろしくお願いたします。
- 議 長 他に質疑ございませんか。
- 第 5 番 委 員 5 番渡辺です。今回かなりの件数が、非農地の判断に至るのではないかとことですが、農地ではないと判定した場合、所有者にとってはどのようなデメリットが生じるのでしょうか。また、判定に至った場合、所有者に対してはどのような通知が行くのか、その流れも教えていただきたいと思います。
- また、土地が改良区の範囲に含まれている場合、水利費等の取り扱いがどのようになるか教えていただきたいと思います。
- 事 務 局 5 番渡辺委員のご質問にお答えします。まず非農地判断した農地の所有者が、受けるデメリットについての回答ですが、デメリットとしましては、農地ではなくなりますので、農地を活用した補助金の利用が認められない土地となります。ただし、必ずしも非農地判断したからといって、永続的に農地にできない、復旧できないというものでもないという法律の解釈でございます。非農地になった後、適正に管理して、農地として使える状態に戻った場合は、農業委員会がその現況を確認して、農地と判断できるのであれば、農地としてまた再度利用することは可能というものになっています。いずれ農地については現況主義ということで、農地として使えなくなるというのがデメリットだと思われま。
- 続きまして、非農地判断に至った後の手続きについてですが、本定例会で議決後、各所有者の方々に対して、非農地通知書というものをお送りします。その通知書をもって、法務局で地目変更登記が可能になりますが、法務局の方にも非農地判断の結果は、一覧表としてお送りします。さらに関係機関ということで、県南局農政部、町農林課及び税務課の方にも共有し、この土地については、農業委員会の決定で地目が変わりましたということをお伝えする流れになります。ただし地目変更については、農地所有者の方が法務局に実際に行って手続き

していただく必要がありますので、そこがなされないと、ずっと登記地目は農地のままというふうな形になりますが、農地台帳上は、農地から外すという形になりますので、農業委員会としては農地ではないという扱いになります。

土地改良区の関係の水利費の取り扱いについては、農業委員会で決められる部分ではないので、当然ながら土地改良区での判断にはなりません。しかし、農地ではないと農業委員会で決定した際には、水利費の対象除外という手続きがされるケースが多いと思います。そちらについても、土地所有者の方が、土地改良区等に届けていただいて変更等の手続きしてもらいたい流れになるかと思います。

議 長
第 1 5 番 委 員

他に質疑ございませんか。

15 番小坂です。このような形で決定された場合、さらに意見書なるものをつけられるかお伺いしたいです。29 番の案件なのですが、この近くに、防風林があって熊の巣になっています。これがさらに延長していくことが心配されます。このようなことが考えられるので、管理徹底をきちっとしていただきたいというふうな意見書がつけられるかどうかお伺いしたいと思います。

事 務 局

15 番小坂委員のご質問にお答えします。今回議決いただければ、この場所は農地ではなくなるということで、農地という面からの管理徹底の必要からは外れると考えております。

防犯上等の面での指導については、別な分野で必要になるかなとは思いますが、今回の農業委員会から意見を付すということは、農地ではなくなりますので、できないものと考えます。

第 1 5 番 委 員

15 番小坂です。現に隣で葉たばこを栽培していますが、熊がこわくて作業できないという声があります。猟友会の方に相談したら、鉄砲が撃てない場所だと言われましたので、農業委員会から意見書をつけられないのであれば、農林課の方で指導して、見晴らしをよくしていただくことが大切なのかなと思いましたが、意見を言わせていただきました。

議 長

休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長

異議なしと認め、暫時休憩いたします。

——休憩——

議 長

休憩を解いて再開します。休憩前に引き続き会議を続けます。

他に質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 5 号 荒廃農地の農地・非農地の判断について調査報告のとおり「非農地」と判断することに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は調査報告のとおり「非農地」と判断することに決定
しました。
- 議 長 これで、本日の日程は、全部終了いたしました。
令和6年第12回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さま
でした。

時間 15 時 30 分